

野田市校外学習等実施支援補助金交付規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和3年6月29日

野田市長 鈴木 有

野田市規則第52号

野田市校外学習等実施支援補助金交付規則の一部を改正する規則

野田市校外学習等実施支援補助金交付規則（令和3年野田市規則第47号）の一部を次のように改正する。

第2条中「増台して」の次に「市内に事業所を有する民間事業者が手配する」を加え、「の借上げが必要となった」を「を借り上げる」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、県外において民間バスを利用する修学旅行等であって市内に事業所を有しない民間事業者が手配する民間バスを借り上げることがやむを得ないと市長が認めるときは、この限りでない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。